

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	税収納滞納整理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は税収納滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	税収納滞納整理に関する事務
②事務の概要	税収納滞納整理に関する事務とは地方税法等の法律に従い、各種税金に対して以下に記載された管理を行う事務を指す。 【調定登録・変更事務】 課税事務にて賦課された当初課税情報および課税更正情報を受領し、調定情報として管理する。 ①課税事務より当初課税情報を受領する。 ②市町村による調査や税務署からの修正申告、更正決議等により課税事務で税額が変更された場合、変更調定情報を受領する。 【収納消込事務】 入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、完納・未納・過誤納の把握を行う。 ①収入金消込事務 調定情報と入金情報の関連付けを行い、調定の状態把握(完納・未納・過誤納)を実施する。 【口座振替の管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。 ①口座振替依頼事務 口座振替依頼情報を作成し、金融機関へ口座振替を依頼する。 ②口座振替結果受領事務 口座振替結果情報を受け取り、状態に応じて口座振替不能通知書兼納付書を納税義務者へ送付する。 【還付・充当事務】 収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、過誤納分に対して還付事務または充当事務を行う。 【督促事務】 納期限までに完納しない納税義務者に対し、督促状を発送して納付を促す。 ①督促対象者宛に督促状を作成し、送付する。 【返戻・公示事務】 送付先不明などの理由で督促状等が返送された場合に対象者調査を実施し、再度通知書を送付する。 ①返戻事務 返戻された督促状等を返戻管理すると共に、対象者調査を行う。 ②公示事務 調査した結果、不明であった場合は公示を行う。 【滞納整理事務】 ①催告事務 催告対象者に対し、催告書を作成し送付する。 ②財産調査事務 催告対象者の財産の有無を調査する。 ③滞納整理事務 滞納者の財産の差押、処分の停止、徴収の猶予等を行う。 【年次繰越事務】 会計年度内の収入実績をまとめ、税務会計担当部署への提出用資料を作成する。 ①年次決算事務 会計年度の収入実績をまとめ、統計資料を作成して財務会計担当部署へ提出する。 ②滞納繰越事務 今年度の収入未済額を翌年度に徴収するため、翌年度の歳入予算として計上する。 【窓口事務】 納税義務者の申請等により、証明書の発行や納付書の再発行、市税の窓口収納を実施する。 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」により、納税者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録・連携システム(デジタル庁)から当該納税者の公金受取口座情報を入手して還付等の振込等の事務処理に利用することが可能となる。
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)、宛名システム、個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム

2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル 収納特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松江市 財政部税務管理課
②所属長の役職名	税務管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松江市 総務部総務課 法制・情報公関係 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松江市 政策部デジタル戦略課 情報システム係 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書及び重点項目評価書]

1) 基礎項目評価書

- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

1) 特に力を入れている

- 2) 十分である
3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

「 十分である 」

1) 特に力を入れている

- 2) 十分である
3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

「 十分である 」

1) 特に力を入れている

- 2) 十分である
3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[]

1) 特に力を入れている

- 2) 十分である
3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[○] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる
リスクへの対策は十分か

[]

1) 特に力を入れている

- 2) 十分である
3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[]

1) 特に力を入れている

- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[]

1) 特に力を入れている

- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	＜人手が介在する局面ごとのリスク対策＞ ・郵送する書類にはマイナンバーを記載しない。また、ダブルチェックを行い、不要な個人情報を送らないことで人為的ミスを防いでいる。 ・個人情報データを含むUSBメモリは使用後すぐにデータを消去し、施錠・保管している。

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1 16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項及び別表第1の16の項	事後	字句の修正
令和1年6月25日	I-5-②所属長の役職名	税務管理課長 福井 裕之	税務管理課長	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	—	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	I-3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項及び別表第1の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項別表24の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年1月30日	I-8. 連絡先	松江市 政策部情報政策課 情報政策係 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地	松江市 政策部デジタル戦略課 情報システム係 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地	事後	部署名変更に伴う修正
令和7年1月30日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月25日	令和6年12月13日	事後	
令和7年1月30日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月25日	令和6年12月13日	事後	
令和7年1月30日	IV-8. 人手を介在させる作業	—	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	I-1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	税金納滞納整理に関する事務とは地方税法等の法律に従い、各種税金に対して以下に記載された管理を行う事務を指す。 【調定登録・変更事務】 課税事務にて賦課された当初課税情報および課税更正情報を受領し、調定情報として管理する。 ①課税事務より当初課税情報を受領する。 ②市町村による調査や税務署からの修正申告、更正決議等により課税事務で税額が変更された場合、変更調定情報を受領する。 【収納消込事務】 入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、完納・未納・過誤納の把握を行う。 ①収入金消込事務 調定情報と入金情報の関連付けを行い、調定の状態把握(完納・未納・過誤納)を実施する。 【口座振替の管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。 ①口座振替依頼事務 口座振替依頼情報を作成し、金融機関へ口座振替を依頼する。 ②口座振替結果受領事務 口座振替結果情報を受け取り、状態に応じて口座振替不能通知書兼納付書を納税義務者へ送付する。 【還付・充当事務】 収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、過誤納分に対して還付事務または充当事務を行う。	税金納滞納整理に関する事務とは地方税法等の法律に従い、各種税金に対して以下に記載された管理を行う事務を指す。 【調定登録・変更事務】 課税事務にて賦課された当初課税情報および課税更正情報を受領し、調定情報として管理する。 ①課税事務より当初課税情報を受領する。 ②市町村による調査や税務署からの修正申告、更正決議等により課税事務で税額が変更された場合、変更調定情報を受領する。 【収納消込事務】 入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、完納・未納・過誤納の把握を行う。 ①収入金消込事務 調定情報と入金情報の関連付けを行い、調定の状態把握(完納・未納・過誤納)を実施する。 【口座振替の管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。 ①口座振替依頼事務 口座振替依頼情報を作成し、金融機関へ口座振替を依頼する。 ②口座振替結果受領事務 口座振替結果情報を受け取り、状態に応じて口座振替不能通知書兼納付書を納税義務者へ送付する。 【還付・充当事務】 収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、過誤納分に対して還付事務または充当事務を行う。	事前	重要な変更
令和7年1月30日	I-1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	【督促事務】 納期限までに完納しない納税義務者に対し、督促状を発送して納付を促す。 ①督促対象者宛に督促状を作成し、送付する。 【返戻・公示事務】 送付先不明などの理由で督促状等が返送された場合に対象者調査を実施し、再度通知書を送付する。 ①返戻事務 返戻された督促状等を返戻管理すると共に、対象者調査を行う。 ②公示事務 調査した結果、不明であった場合は公示を行う。 【滞納整理事務】 ①催告事務 催告対象者に対し、催告書を作成し送付する。 ②財産調査事務 催告対象者の財産の有無を調査する。 ③滞納整理事務 滞納者の財産の差押、処分の停止、徴収の猶予等を行う。 【年次繰越事務】 会計年度内の収入実績をまとめ、税務会計担当部署への提出用資料を作成する。 ①年次決算事務 会計年度の収入実績をまとめ、統計資料を作成して財務会計担当部署へ提出する。 ②滞納繰越事務 今年度の収入未済額を翌年度に徴収するため、翌年度の歳入予算として計上する。	【督促事務】 納期限までに完納しない納税義務者に対し、督促状を発送して納付を促す。 ①督促対象者宛に督促状を作成し、送付する。 【返戻・公示事務】 送付先不明などの理由で督促状等が返送された場合に対象者調査を実施し、再度通知書を送付する。 ①返戻事務 返戻された督促状等を返戻管理すると共に、対象者調査を行う。 ②公示事務 調査した結果、不明であった場合は公示を行う。 【滞納整理事務】 ①催告事務 催告対象者に対し、催告書を作成し送付する。 ②財産調査事務 催告対象者の財産の有無を調査する。 ③滞納整理事務 滞納者の財産の差押、処分の停止、徴収の猶予等を行う。 【年次繰越事務】 会計年度内の収入実績をまとめ、税務会計担当部署への提出用資料を作成する。 ①年次決算事務 会計年度の収入実績をまとめ、統計資料を作成して財務会計担当部署へ提出する。 ②滞納繰越事務 今年度の収入未済額を翌年度に徴収するため、翌年度の歳入予算として計上する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	I-1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	【窓口事務】 納税義務者の申請等により、証明書の発行や納付書の再発行、市税の窓口収納を実施する。	【窓口事務】 納税義務者の申請等により、証明書の発行や納付書の再発行、市税の窓口収納を実施する。 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」により、納税者が公的給付支給等口座情報（以下「公金受取口座情報」という。）の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録・連携システム（デジタル庁）から当該納税者の公金受取口座情報を入手して還付等の振込等の事務処理に利用することが可能となる。	事前	重要な変更
令和7年1月30日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	重要な変更
令和7年1月30日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表48の項	事前	重要な変更